

② 平成30年度 事業概要

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」(第3次奈良県男女共同参画計画)の関係事業概要

| ラインナップ | 課題解決のための施策テーマ | 基本施策NO | 事業名 | 担当所属名 | 予算額(千円) | 事業概要 |
|-----------------|-------------------------|--------|-------------------------------------|-----------------|---------|---|
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (1)乳幼児期の安全・安心の確保 | 1 | 児童虐待防止支援事業 | こども家庭課 | 10,936 | 児童虐待が年々増加しており、依然として深刻な状況にあることから、児童虐待防止体制の強化充実を図る。 ○こども家庭相談センターの機能強化 24時間365日の相談体制整備 一時保護児童のケア体制の整備 保護者支援の充実 ○児童虐待防止ネットワーク機能の充実 ○市町村等の児童虐待対応力の向上 各種研修の開催 スーパーアドバイスチームの派遣 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (1)乳幼児期の安全・安心の確保 | 1 | 児童虐待防止推進事業 | こども家庭課 | 3,417 | 奈良県児童虐待防止アクションプランに基づき、児童虐待の防止に向けた各種の取組を実施。 ○関係機関の児童虐待対応力向上事業 地域の子育て支援プログラム活用促進 民生児童委員の対応力向上 児童虐待対策の評価及び検証の実施 ○児童虐待通告・未然防止に関する啓発 各種広報媒体を利用した虐待防止啓発 オレンジリボンキャンペーンの実施 県民を対象とした啓発 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (1)乳幼児期の安全・安心の確保 | 1 | 要保護児童対策地域協議会(市町村域児童虐待防止ネットワーク)の充実強化 | こども家庭課 | 150 | 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応、児童や家庭への支援に至る児童虐待防止体制の一層の強化充実のため、こども家庭相談センター職員による要保護児童対策地域協議会の支援等を行う。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (1)乳幼児期の安全・安心の確保 | 1 | 児童福祉施設等キャリアアップ事業 | こども家庭課 | 300 | 児童養護施設の指導員・保育士等の処遇能力向上のための研修を実施する。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (1)乳幼児期の安全・安心の確保 | 1 | アウトリーチ型子育て支援プログラム普及事業 | こども家庭課 | 238 | 児童虐待防止のための家庭訪問支援プログラムを県内市町村に普及させるとともに、プログラムに沿った支援を行なう家庭訪問員を育成する。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (1)乳幼児期の安全・安心の確保 | 1 | 子供・女性・高齢者の安全を確保するための取組 | 警察本部 | — | 児童虐待等への取組を強化 児童を迅速かつ適切に保護するため、児童相談所との連携を図るとともに関係機関との緊密な連携を保ちながら児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じている。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 就学前教育プログラム普及啓発実践事業 | 教育振興課 | 1,800 | 県内の幼稚園、保育園等で、就学前教育に関わる効果的な取り組みを統一的に実施することで、子どもたちのよりよい発育を促進するとともに子育てに関する保護者等の不安を減らすために、「奈良県版就学前教育プログラム」の普及啓発を図る。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 私立学校人権教育推進事業 | 教育振興課 | 2,100 | 私立学校において、あらゆる差別をなくす人権教育の広がりを推進し、児童・生徒の人権意識の確立と差別撤廃に向けた意欲と実践力の育成を図る。 ○私学教員の実践力向上のため、新任教員研修会、公開ホームページ、人権教育実践発表会等を実施。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | (新)私立小学校・中学校等就学支援事業 | 教育振興課 | 88,600 | 私立小学校・中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を中心に授業料等への支援を行う。 ○県内に所在する私立小学校・中学校、中等教育学校前期課程を有する学校法人に補助を実施 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 人権保育の推進 | 子育て支援課 | 26,930 | 人格形成の基礎づくりをする乳幼児期において、人権意識の形成により子どもの健全育成を図る。 ○保育の実践の中で、男女の性に関わらず、子どもの持つ能力や個性を最大限に引き出し、人を決めつけたり排除しない豊かな人間関係の中で、互いに支えあうことのできる資質を養う。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 男女共同参画県民会議事業 | 女性活躍推進課 | 165 | 男女共同参画社会の実現に向けての社会的気運を盛り上げるために、県民・事業者・関係団体・市町村等が一体となって男女共同参画社会を推進していく体制づくりとして県民会議を設置し、それぞれの立場で主体的に男女共同参画に関する事業に取り組んでもらうことで、男女共同参画の浸透及び定着を図る。 ○奈良県男女共同参画県民会議の開催 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 男女共同参画広報啓発事業 | 女性活躍推進課 | 95 | 男女共同参画社会の実現をめざし、啓発事業の実施、進捗状況報告書の作成等を行う。 ○啓発事業の実施 ○進捗状況報告書「奈良県の男女共同参画」を作成、関係機関及びホームページ掲載による県民への周知 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 府内推進体制の整備 | 女性活躍推進課 | — | 各部局の男女共同参画の推進施策の円滑かつ効果的な推進を図る。 ○各部局の男女共同参画の推進に関連する事業の進捗状況を把握 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 男女共同参画啓発パネルによる啓発 | 女性活躍推進課 | — | 啓発パネルの展示やデータのHPへの掲載により男女共同参画の推進を図る。 ○県女性活躍推進課が所有する啓発パネルによるパネル展を実施。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 情報・相談事業(情報提供) | 女性活躍推進課(女性センター) | 29 | ホームページ等を通じた情報提供、又、情報資料コーナーを設置し、情報提供を行う。 ○ホームページ 女性センターホームページ チャレンジサイトなら ○情報資料コーナー 男女共同参画の推進に必要な資料、図書、DVD等を収集整理し、貸出し・閲覧・視聴に応じていく。 |

| ライフステージ | 課題解決のための施策テーマ | 基本施策NO. | 事業名 | 担当所属名 | 予算額(千円) | 事業概要 |
|-----------------|-------------------------|---------|-------------------------------|---------------------|--------------------------|--|
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 694 | 男女共同参画の啓発、人材育成等各分野の講座・セミナーを開催し、男女共同参画の地域でのさらなる実践者の増加を図る。 ○男女共同参画推進セミナー ○男性にとっての男女共同参画を考える講座 ○男女共同参画連携講座 ○DV被害者支援を考える講座 ○市町村男女共同参画行政担当者職員研修 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 人権ユニバーサル推進事業 | 人権施策課 | 561 | 偏ったイメージを持ちやすいテーマについて、講演会等を実施することにより、参加者に良質な情報を提供し理解を促す。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 啓発資料の作成事業 | 人権施策課 | 1,680 | 人権を身近な問題として考え、また、様々な人権問題について理解と关心を喚起するため、紙媒体による啓発を実施する。 ○人権情報誌「かがやき・なら」の発行 ○人権メッセージの募集と優秀作品を掲載した冊子の作成 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 差別をなくす強調月間 | 人権施策課 | 1,845 | 7月を「差別をなくす強調月間」と定め、市町村等と連携し、全県的に様々な啓発活動を実施する。 ○人権啓発ポスター・標語の公募、優秀作品の展示 ○人権啓発ポスターを近鉄・JR主要駅、公共施設等で掲示 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 「なら・ヒューマンフェスティバル」開催事業 | 人権施策課 | 3,600 | 参加者に楽しみながら、人権問題を身近な問題として考え、学んでもらうことを中心にイベントを実施する。 ○メインステージ(人権トークとコンサート) ○人権啓発ポスター・標語優秀作品、啓発パネル等の展示 ○啓発資料・啓発物品の配布 ○模擬店、物産展 等 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 人権ホームページの運用 | 人権施策課 | — | ホームページを通じた情報提供を行う。 ○イベントや研修会に関する情報の提供 ○啓発資料の案内 ○奈良県内のいんじん相談窓口の紹介 等 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 人権教育学習資料集(小・中・高)の活用 | (教)人権・地域教育課 | — | 男女共同参画社会を実現する主体を育成するため、小・中・高校において、人権教育学習資料集「なままとともに」を活用した学習展開の一層の充実を図る。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 高校生用リーフレットの作成・配布 | (教)人権・地域教育課 | 195 | 男女共同参画社会を実現する主体を育成するため、人権に関する学習活動の一層の拡充を図る。 ○人権問題の正しい理解と認識を培い、人権意識を高めるための学習用リーフレットを作成し、高校新入生全員に配布する。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (2)幼少期からの固定的性別役割分担意識の払拭 | 2 | 教職員研修事業 | (教)教育研究所 | 研修講座費の一部 初任者研修の実施費の一部 | ○初任者研修講座 対象: 小・中・高・特別支援学校の初任者 内容: 男女共同参画社会と学校教育 ○中堅教諭等質質向上研修講座 対象: 小・中・高・特別支援学校の中堅教諭等 内容: 男女共同参画社会の実現に向けて ○新任教頭研修講座 対象: 小・中・高・特別支援学校の新任教頭 内容: 男女共同参画社会の実現に向けて ○管理職「人権教育」研修講座 対象: 小・中・高・特別支援学校の管理職 内容: 人権尊重の視点に立った学校経営について |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 在住外国人相談・情報発信事業 | 国際課(外国人支援センター) | 3,742 | 在住外国人がスマートに生活できるように支援する。 ○外国人生活相談窓口を設置し、多言語(日本語・中国語・ポルトガル語・英語)で相談を実施。 ○ホームページで生活情報を提供。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 奈良県手話言語条例推進事業 | 障害福祉課 | 4,479 | 平成29年4月1日に「奈良県手話言語条例」を施行したことに伴い、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人がお互いを理解し、尊重しあうことができる社会の実現を目指す。 ○条例の普及啓発 ○手話を学ぶ機会の確保 ○手話言語施策推進部会の開催 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり推進事業 | 障害福祉課 | 12,929 | 平成28年4月1日に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行したことに伴い、「障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会の実現を目指す。 ○相談員の配置 ○条例の普及啓発 ○奈良県障害者相談等調整委員会の開催 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 障害者社会参加総合推進事業 | 障害福祉課 | 15,969 | 障害者に対する各種研修事業、生活訓練事業、文化・スポーツ活動の場を提供することにより、障害者の自立と社会参加を促進する。 ○視覚障害者、中途失明者等への情報支援、生活訓練等を実施 ○障害者スポーツ大会、スポーツ教室、障害者作品展等を実施 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 視覚障害者福祉センター管理運営事業 | 障害福祉課(視覚障害者福祉センター) | 14,577 | 視覚障害者に対し、点字図書や録音図書などの貸出や教科書等製作を通じて社会生活に必要な情報を提供することにより社会のあらゆる分野の活動への参加を促進する。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 女性相談対策事業 | こども家庭課(こども家庭相談センター) | 47,268 | 中央こども家庭相談センターにおいて、夫婦間のもめ事や離婚調停、夫や家族暴力、異性問題等、女性の様々な相談について、電話・来所相談を実施する。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 「女性の相談窓口一覧」の作成、配布 | 女性活躍推進課 | — | 県民に対して、様々な悩みを持つ女性が安心して相談できる窓口を周知する。 ○「女性の相談窓口一覧」リーフレットを作成し、関係機関に配布 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 情報・相談事業(女性相談) | 女性活躍推進課 (女性センター) | 10,270 | 女性のあらゆる悩みに相談対応する。 ○相談員、弁護士が、女性の様々な問題や悩みについての電話や面談による相談を行なう。 ○電話相談、面接相談(予約制) ○弁護士相談(予約制) |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 男性のための相談事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 331 | 男女共同参画の視点から、人間関係・家族問題など、男性が抱える諸問題に対応する男性相談員による男性相談を行なう。 ○男性相談員による面接・電話相談の実施 |

| ライフステージ | 課題解決のための施策テーマ | 基本施策NO. | 事業名 | 担当所属名 | 予算額(千円) | 事業概要 |
|----------------------|---------------------|---------|---|----------------------------|---------|---|
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 情報・相談事業(女性相談機関研修会・交流会) | 女性活躍推進課 (女性センター) | 99 | 行政で行う相談事業について理解を深め相談員の資質の向上を図るとともに情報交換を行うことにより相談業務の円滑化をめざす。 ○女性相談機関研修会・交流会 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 人権相談ネットワーク推進事業 | 人権施策課 | 548 | 複雑多様化する人権相談に対して各機関が連携して対応できるよう、平成17年に設立した「なら人権相談ネットワーク」の連携強化、相談員の資質向上、相談員相互の情報交換を図るために研修会等を実施する。 ○相談員を対象とした研修会を開催 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | こころの健康相談事業 | 人権施策課 | 207 | 心の不安や精神的に不安定な方からの相談に適切に対応できるよう、人権施策課の相談窓口に、心理専門職の相談員を計月1回配置し、相談体制の充実を図る。 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 企業内人権問題推進事業 | 地域産業課 | 141 | ○企業主人権・同和問題研修会 公正採用選考研修会の開催 ○各種研修会への参加要請 ○啓発冊子の配布 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 企業内人権センターの運営 | 地域産業課 | 261 | ○企業内研修を促進するため、企業への巡回指導及び人権・同和問題の啓発指導を実施。 ○雇用情報の収集及び情報提供 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | しごとセンター運営事業 | 雇用政策課(奈良しごとセンター、高田しごとセンター) | 32,085 | 就業を希望する県民等に対し、個々に応じた支援を実施し、就業・職業・労働に関する情報提供を行うことで就業機会の拡大を図る。 ○就業相談 ○内職紹介 |
| 1 乳幼児期 (~6歳) | (3)幼少期からの人権の尊重 | 3 | 在日外国人日本語講座開催事業 | (教)人権・地域教育課 | 1,000 | 言語・習慣等の違いにより、生活に支障のある在住外国人が日常生活を営む際に必要とされる程度の基礎的な日本語を習得するための講座の実施、及び日本の生活にかかる生活支援、各種相談等を含めた支援を行うことにより、日本の生活・文化の理解と適応を図るとともに、地域社会への円滑な参加を促進することを目的とする。 |
| 2 小学生期 (7~12歳) | (1)小学生期の安全・安心の確保 | 4 | 【再掲】児童虐待防止支援事業 | こども家庭課 | 10,936 | 【再掲】 |
| 2 小学生期 (7~12歳) | (1)小学生期の安全・安心の確保 | 4 | 【再掲】児童虐待防止推進事業 | こども家庭課 | 3,417 | 【再掲】 |
| 2 小学生期 (7~12歳) | (1)小学生期の安全・安心の確保 | 4 | 【再掲】要保護児童対策地域協議会(市町村域児童虐待防止ネットワーク)の充実強化 | こども家庭課 | 150 | 【再掲】 |
| 2 小学生期 (7~12歳) | (1)小学生期の安全・安心の確保 | 4 | 【再掲】児童福祉施設等キャリアアップ事業 | こども家庭課 | 300 | 【再掲】 |
| 2 小学生期 (7~12歳) | (1)小学生期の安全・安心の確保 | 4 | アウトリーユ型子育て支援プログラム普及事業 | こども家庭課 | 238 | 【再掲】 |
| 2 小学生期 (7~12歳) | (1)小学生期の安全・安心の確保 | 4 | 【再掲】子供・女性・高齢者の安全を確保するための取組 | 警察本部 | — | 【再掲】 |
| 2 小学生期 (7~12歳) | (2)経済的困難な家庭の子どもへの支援 | 5 | 授業料減免事業補助金 | 教育振興課 | 1,050 | 解雇・倒産による家計急変からの修学継続が困難となった児童・生徒の就学機会を確保する。 ○学校法人が、学費負担者に対して授業料を減免する経費を支援 |
| 2 小学生期 (7~12歳) | (2)経済的困難な家庭の子どもへの支援 | 5 | 生活困窮者世帯の子どもの「心と学び」サポート事業(生活困窮世帯等の子どもも生活・学習支援事業) | 地域福祉課 | 8,527 | 子どもたちが、成長した後、再び生活保護等に陥る「貧困の連鎖」を防止する。 ○生活困窮により、家庭環境が整わない子どもの学力向上と、居場所づくりの提供、子どもの社会性や他者とのコミュニケーション力を育む。 ○学習ボランティアによる日常の宿題や、学習の支援、子ども悩み事相談、地域との交流を通じた子どもの生活、学習支援教室の実施。 ○不登校などの問題を抱えている子どもを訪問して、学習支援、養育支援等を実施。 |
| 2 小学生期 (7~12歳) | (2)経済的困難な家庭の子どもへの支援 | 5 | 子どもの生活・学習支援事業 | こども家庭課 | 4,172 | ひとり親家庭の子どもを対象に、ボランティアによる学習支援や心のケアを実施する福祉事務所所在市村に対し補助を行う。 |
| 2 小学生期 (7~12歳) | (2)経済的困難な家庭の子どもへの支援 | 5 | 学校・地域パートナーシップ事業 | (教)人権・地域教育課 | 42,549 | 教育の機会が与えられないなどの「子どもの貧困問題」に対して、学校・家庭・地域が協働して「第3の学びの場」を創造し、学習習慣の定着や学力の向上を図る。 ○学習支援員(大学生、教員OB、地域住民等)による学習サポートを行う教室の設置 |
| 2 小学生期 (7~12歳) | (2)経済的困難な家庭の子どもへの支援 | 5 | 「子どもの学び場」づくり支援事業 | (教)人権・地域教育課 | 500 | 子どもの貧困対策として、子どもが安心して学習できる場づくりを促進するため、「子どもの学び場」の設置、あるいは既存の「学び場」の活動の充実にかかる費用を補助する。 ○無償で貧困家庭の子どもの学力保障や生活相談に取り組む団体に対して補助金を交付する。 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (1)思春期の安全・安心の確保 | 6 | DV相談支援事業 | こども家庭課 | 202 | ○相談員研修 県DVセンターを中心とするネットワークの形成、市町村においてキーパーソンとなる人材を育成する。 ○DVメール相談 データDVが社会問題となっているが、従来の相談窓口に寄せられる相談は少ないことから、若者が相談しやすい体制整備としてメール相談窓口を運営 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (1)思春期の安全・安心の確保 | 6 | 【再掲】女性相談対策事業 | こども家庭課(こども家庭相談センター) | 47,268 | 中央こども家庭相談センターにおいて、夫婦間のもめ事や離婚調停、夫や家族暴力、異性問題等、女性の様々な相談について、電話・来所相談を実施する。 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (1)思春期の安全・安心の確保 | 6 | DV予防啓発事業 | 女性活躍推進課 | 337 | 若いうちから自ら考えることで、男女間の暴力防止の意識の醸成を図り、意識を高めることにより、男女共同参画の視点を持った人間関係の構築につなげるとともに、女性に対する暴力の根絶に寄与する。 ○高校生等を対象にDV被害を未然に防止するための出前授業を、民間の活動団体のノウハウを活用して実施 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (1)思春期の安全・安心の確保 | 6 | 【再掲】男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 694 | 【再掲】 |

| ライフステージ | 課題解決のための施策テーマ | 基本施策NO. | 事業名 | 担当所属名 | 予算額(千円) | 事業概要 |
|----------------------|-----------------|---------|---|---------------------|---------|--|
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (1)思春期の安全・安心の確保 | 6 | 青少年非行問題等対策事業 | 青少年・社会活動推進課 | 502 | 奈良県青少年の健全育成に関する条例の周知と実効性のある施行・運用を行う。 ○条例内容の広報・啓発 ○図書類等の有効指定 ○条例関係事業者への立入調査 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (2)思春期の健康支援 | 7 | 生涯を通じた女性の健康支援事業 | 健康推進課 | 737 | 女性は妊娠、出産等の固有の機能を有するだけではなく、女性特有の身体的特徴を有することから、様々な支障や心身の悩みを抱えている。生活に密着した身近な機関で女性がその健康状態に応じて的確に自己管理できるよう相談及び健康教育を行い、生涯を通じて女性の健康を支援する。 ○女性健康支援センター(保健所)での電話相談、面接相談の実施 ○専門職やピアカウンセラー等を中学校・高校等へ派遣し健康教育の実施 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (2)思春期の健康支援 | 7 | エイズ対策促進事業 | 疾病対策課 | 1,832 | エイズに関する正しい知識を普及啓発することにより偏見や差別をなくし、HIVの感染拡大を防止する。 ○エイズ検査相談(匿名、無料) ○世界エイズデー、HIV検査普及週間の啓発活動 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (2)思春期の健康支援 | 7 | 薬物乱用防止対策事業 | 薬務課 | 745 | ○薬物乱用による健康被害及び家庭、社会への弊害について広く県民に認識していただくための啓発活動の推進を行う。 ○薬物乱用防止指導員の活動について知識面及び意識面における支援を行う。 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (3)進路における選択肢の充実 | 8 | 私立高等学校授業料軽減補助金 | 教育振興課 | 233,135 | 県内・県外の私立高等学校等に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図るため、県独自の支援制度を確立する。 ○就学支援金を補完するものとして、県内・県外の私立高等学校(通信制課程を除く)、中等教育学校後期課程及び専修学校高等課程に在学する生徒の世帯の経済的負担軽減のため、県独自の授業料軽減補助金を支給。 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (3)進路における選択肢の充実 | 8 | 私立学校奨学のための給付金支給事業 | 教育振興課 | 130,441 | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨に基づき、低所得者世帯の教育費負担の軽減を図る。 ○低所得者世帯に対して、授業料以外の教科書費、教材費など、教育に必要な経費を支援。 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (3)進路における選択肢の充実 | 8 | 学び直しへの支援事業 | 教育振興課 | 11,405 | 再び学び直す意思のある生徒が、経済的理由から断念することがないよう支援する。 ○高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間36ヶ月(定期制・通信制は48ヶ月)の経過後も、卒業までの間(最長2年)、継続して授業料を支援。 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (3)進路における選択肢の充実 | 8 | 生活困窮者世帯の子どもの「心と学び」サポート事業(生活保護世帯等の子ども学習支援事業) | 地域福祉課 | 9,539 | 子どもたちが、成長した後、再び生活保護等に陥る「貧困の連鎖」を防止する。 ○生活保護世帯等の子どもの高校進学に向けた学力向上と高校中退防止及び子どもの社会性や他者とのコミュニケーション力を育む ○高校進学を目指す生活保護世帯等の中学生を対象とした学習支援教室の開催。 ○生活保護世帯の子どもの高校進学率向上と高校中退を防止するための支援を行う健全育成支援員を福祉事務所に配置。 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (3)進路における選択肢の充実 | 9 | 高校生キャリア教育総合支援事業 | (教)学校教育課 教育研究所 | 8,910 | 若年者の就労を支援するために、学校教育の早い段階から、勤労観、職業観を養うとともに、効果的な就労支援を実施する。 ○県内起業経験者による各校での出前講演会の開催 ○起業精神の育成を目指し、将来の奈良県を支える人材を育成する。 ○教員のキャリア教育の指導力向上のための体制をつくる。 ○キャリア教育支援員によるマッチング支援の強化。 ○キャリアプランナーによるインターンシップ支援。 ○高校生等の就職を支援する。 ○就職ガイダンスを実施する。 ○若年無業者の就労相談を実施する。 |
| 3 中・高校生期 (13~18歳) | (3)進路における選択肢の充実 | 9 | キャリア教育・就労支援等充実事業 | (教)学校教育課 | 3,766 | 特別支援学校にキャリア教育コーディネーターを配置し、障害のある生徒の自立と社会参加を図るため、高等学校段階におけるキャリア教育、職業教育を推進し、就労支援を充実させる。 ○キャリア教育コーディネーターによる、職場実習先及び就職先の開拓 ○職業教育及びキャリア教育に関する研修の実施 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (1)青年期の安全・安心の確保 | 10 | 「全国地域安全運動奈良県民大会」の開催 | 安全・安心まちづくり推進課 | 567 | 奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例に基づく「安全・安心まちづくり旬間」を実施するに先立ち、地域に根ざした、女性・高齢者を含めた防犯ボランティア等が一体となり犯罪に強い安全で安心なまちづくりを目指す意識を高めるため、「全国地域安全運動奈良県民大会」を開催する。 ○奈良県民大会の開催予定 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (1)青年期の安全・安心の確保 | 10 | 【再掲】女性相談対策事業 | こども家庭課(こども家庭相談センター) | 一 | 【再掲】 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (1)青年期の安全・安心の確保 | 10 | 女性に対する暴力防止対策事業 | 女性活躍推進課 | 280 | DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民の意識啓発を図る。 ○女性に対する暴力防止フォーラムの開催 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (1)青年期の安全・安心の確保 | 10 | 【再掲】男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 694 | 【再掲】 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (1)青年期の安全・安心の確保 | 10 | 【再掲】情報・相談事業(女性相談) | 女性活躍推進課 (女性センター) | 10,276 | 【再掲】 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (1)青年期の安全・安心の確保 | 10 | 心理専門職派遣事業 | 人権施策課 | 782 | 臨床心理士を(公社)なら犯罪被害者支援センターへ派遣し、性的被害を受けた被害者等に対する専門的な相談対応を実施 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (1)青年期の安全・安心の確保 | 10 | 犯罪被害者等の視点に立ったきめ細やかな被害者支援の推進 | 人権施策課 警察本部 | 一 | 犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする関係機関・団体との連携による被害者支援を推進(性犯罪被害者支援等) |
| 4 青年期 (19~22歳) | (1)青年期の安全・安心の確保 | 10 | (新)性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業 | 女性活躍推進課 | 6,931 | 性暴力被害者サポートセンターの開設・運営 |

| ライフステージ | 課題解決のための施策テーマ | 基本 施策 NO. | 事業名 | 担当 所属名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|-------------------|-----------------|-----------------|------------------------|---------------------|-------------|--|
| 4 青年期 (19~22歳) | (1)青年期の安全・安心の確保 | 10 | 子供・女性・高齢者の安全を確保するための取組 | 警察本部 | — | 子供と女性を性犯罪等の被害から守る対策を強化 従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講じる「先制・予防的活動」を積極的に推進していくことにより、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (1)青年期の安全・安心の確保 | 10 | 重要犯罪等の徹底検挙 | 警察本部 | — | 性犯罪に対する捜査活動を強化するとともに、被害者支援を推進 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (1)青年期の安全・安心の確保 | 10 | 警察安全相談への迅速・確実な組織対応 | 警察本部 | — | 警察安全相談に対し、迅速・確実に組織対応 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (1)青年期の安全・安心の確保 | 10 | 警察活動強化のための人的・組織的基盤等の充実 | 警察本部 | — | 女性の視点を一層反映した警察運営の推進 警察活動の拠点である警察施設を計画的に保全・整備 精強な第一線警察構築のため、装備資機材を整備し効果的に活用 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (2)青年期の人権の尊重 | 11 | 【再掲】女性相談対策事業 | こども家庭課(こども家庭相談センター) | 47,268【再掲】 | |
| 4 青年期 (19~22歳) | (2)青年期の人権の尊重 | 11 | 【再掲】情報・相談事業(女性相談) | 女性活躍推進課(女性センター) | 10,276【再掲】 | |
| 4 青年期 (19~22歳) | (2)青年期の人権の尊重 | 11 | 職場環境整備普及啓発事業 | 雇用政策課 | 1,466 | 育児・介護との両立や、男女がともに働きやすい環境など仕事と生活の調和のとれた、雇用継続や職場復帰しやすい柔軟かつ多様な働き方ができる職場環境の整備を図る。 ○推進情報誌の発行 ○職場環境調査の実施 ○労働啓発冊子の作成 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (2)青年期の人権の尊重 | 11 | 社員・シャイン職場づくり推進事業 | 雇用政策課 | 4,419 | 資金、労働時間など労働問題全般についての相談に応じることで、労使関係の安定促進を図る。 ○中小企業労働相談所の設置 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (3)青年期の健康支援 | 12 | たばこ対策の推進 | 疾病対策課 | 3,865 | 喫煙や受動喫煙による健康への影響について広く普及啓発するとともに、禁煙支援ツールの提供や支援者への研修会を実施。また、未成年者の喫煙率ゼロを目指すとともに、原因の90%が喫煙といわれるCOPDの認知度を高める。 ○禁煙支援のための情報を普及啓発(インターネット禁煙マラソン、禁煙支援医療機関の紹介等) ○未成年者禁煙支援相談事業の継続 等 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (4)就職における選択肢の充実 | 13 | なら女性活躍推進俱乐部事業 | 女性活躍推進課 | 7,791 | 「なら女性活躍推進俱乐部」会員企業等と連携し、女性が活躍できる環境整備を推進 ○異業種交流会や管理職・女性職員向けセミナーの開催 ○再就職希望女性や女子大学生の県内就職を促進するイベントの開催 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (4)就職における選択肢の充実 | 14 | 女性職員の人材育成・職域拡大の推進 | 人事課、(教)企画管理室 | — | 性別に関わらず、様々な分野やポストへ配置する。 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (4)就職における選択肢の充実 | 14 | 【再掲】なら女性活躍推進俱乐部事業 | 女性活躍推進課 | 7,791【再掲】 | |
| 4 青年期 (19~22歳) | (4)就職における選択肢の充実 | 14 | 【再掲】職場環境整備普及啓発事業 | 雇用政策課 | 1,466【再掲】 | |
| 4 青年期 (19~22歳) | (4)就職における選択肢の充実 | 14 | 人権差別による就職困難者に対する雇用促進対策 | 雇用政策課 | — | 新規学校卒業者に対する公平公正な採用選考が行われるよう県内事業者の意識啓発を図る。 ○新規高等学校卒業者を対象とする採用選考開始前に、公平な採用選考を行うよう県内事業者に通知文を発出 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (4)就職における選択肢の充実 | 15 | 企業立地促進補助事業 | 企業立地推進課 | 900,000 | 地域経済の活性化と雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、県内に工場・研究所を立地する企業等に対して補助金を交付する。 ○企業立地促進補助金(大規模立地向け) 【要件】固定資産投資額200億円以上及び県内新規常用雇用者100人以上等 ○企業活力集積補助金(中規模立地向け) 【要件】固定資産投資額5億円以上等及び県内新規常用雇用者10人以上又は常用雇用者100人以上等 ○企業定着促進補助金(県内立地企業向け) 【要件】県内立地後20年以上等の要件を満たし、かつ機能強化経費10億円以上等 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (4)就職における選択肢の充実 | 15 | 情報通信業誘致推進事業 | 企業立地推進課 | 20,000 | 企業立地促進補助金メニューのひとつとしての情報通信業補助金制度を活用して、「行政による手厚きめ細やかな支援」を打ち出して、「県民への雇用の場を確保する」ための誘致を実現する。 【要件】県内新規雇用者数5人以上(コールセンター、バックオフィスは20人以上) |
| 4 青年期 (19~22歳) | (4)就職における選択肢の充実 | 16 | 職場適応訓練事業 | 障害福祉課 | 3,576 | 実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するもの。訓練修了後には、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施。 ○訓練生には訓練手当、訓練を行った事業主には職場適応訓練費を支給。 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (4)就職における選択肢の充実 | 16 | 障害者職業能力開発訓練委託事業 | 雇用政策課 | 10,868 | 障害者の能力・適性及び地域の障害者雇用ニーズに応じた委託訓練を機動的に実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就業促進、在職者の職場定着を図る。 <コース内容> ○知識技能習得コース ○在職者コース ○実践能力習得コース |
| 4 青年期 (19~22歳) | (4)就職における選択肢の充実 | 16 | 高等技術専門技における障害者職業訓練事業 | 雇用政策課(高等技術専門校) | 16,682 | 高等技術専門技において知的障害者の能力・適性に応じた訓練を実施、就職に必要な知識・技能の習得を図り、就職促進・職業の自立・社会参加の促進に繋げる。 <訓練科> ○販売実務科 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (5)進路における選択肢の充実 | 17 | 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 | こども家庭課 | — | 児童養護施設退所者に対し、家賃・生活費・資格取得費を貸付、安定した生活基盤の確保の一助とする。一定期間就業した場合、返還を免除。(奈良県社会福祉協議会実施) |

| ライフステージ | 課題解決のための施策テーマ | 基本策NO | 事業名 | 担当所属名 | 予算額(千円) | 事業概要 |
|--------------------|-----------------|-------|---------------------------------|----------------------------|------------|---|
| 4 青年期 (19~22歳) | (5)進路における選択肢の充実 | 18 | 【再掲】児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 | こども家庭課 | — | 【再掲】 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (5)進路における選択肢の充実 | 18 | 子どもの「自立」サポート | こども家庭課 | 6,200 | 児童養護施設等を退所した児童について、自立を支援するため、就業相談や生活相談等の各種相談、自助グループの育成支援を行う。 |
| 4 青年期 (19~22歳) | (5)進路における選択肢の充実 | 18 | みらいの創造支援事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 1,037 | 女子大学生が身近なロールモデルとの交流などを通して、固定的な性別役割分担意識を払拭しライフプランの具体性を高めるとともに奈良県内で就職し、活躍しつづける意識を培う。 キャリア形成講座 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 【再掲】DV相談支援事業 | こども家庭課 | 202 | 【再掲】 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 【再掲】女性相談対策事業 | こども家庭課(こども家庭相談センター) | — | 【再掲】 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 配偶者等からの暴力被害者支援協議会の開催 | こども家庭課 | — | 配偶者等からの暴力被害者の保護及び自立支援を行うため、奈良県暴力被害者支援協議会を設置し、各関係機関の連携体制の確立し、情報交換等を実施する。協議会から意見聴取のうえ、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の進捗管理を行う。 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | DV被害者支援事業 | こども家庭課(こども家庭相談センター) | 52 | DV被害者及び同伴児童に対する自立支援のため、相談用務の充実及び関係機関とのネットワークの構築を図る。 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 女性一時保護事業 | こども家庭課(こども家庭相談センター) | 42,178 | DV被害者及び同伴者を緊急に保護する一時保護所の管理運営を行う。 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 【再掲】女性に対する暴力防止対策事業 | 女性活躍推進課 | 280 | 【再掲】 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 【再掲】男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 694 | 【再掲】 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 【再掲】情報・相談事業 (女性相談) | 女性活躍推進課 (女性センター) | 10,278 | 【再掲】 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 【再掲】情報・相談事業 (女性相談機関研修会・交流会) | 女性活躍推進課 (女性センター) | 99 | 【再掲】 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 【再掲】心理専門職派遣事業 | 人権施策課 | 782 | 【再掲】 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 【再掲】犯罪被害者等の視点に立ったきめ細やかな被害者支援の推進 | 人権施策課 警察本部 | — | 【再掲】 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 子供・女性・高齢者の安全を確保するための取組 | 警察本部 | — | ストーカー・配偶者からの暴力等その他恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に対し、迅速かつ的確に対応 人身安全関連事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先にST法やDV法その他の法令の積極的な適用による加害者の検挙を行っている。また、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラの設置等による被害者等の保護措置等を推進している。さらに、被害者等からの相談に適切に対応できるよう被害者の意思決定支援手続、危険性判断チェック票を導入している。 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 【再掲】重要犯罪等の徹底検挙 | 警察本部 | — | 【再掲】 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 【再掲】警察安全相談への迅速・確実な組織対応 | 警察本部 | — | 【再掲】 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 【再掲】警察活動強化のための人的・組織的基盤等の充実 | 警察本部 | — | 【再掲】 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (1)成人期の安全・安心の確保 | 19 | 【再掲】(新)性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業 | 女性活躍推進課 | 6,931 | 【再掲】 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (2)結婚に向けた支援 | 20 | なら結婚総合応援事業 | 女性活躍推進課 | 3,700 | 県全体での結婚応援体制の整備を推進するための市町村や民間団体等との連携会議の運営企業や団体等へ様々な結婚応援等の取組を促進するための啓発 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (2)結婚に向けた支援 | 20 | 結婚応援推進事業 | 女性活躍推進課 | 2,500 | 企業や団体による若者世代向けの交流の機会等をつくる取組に対し補助 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (2)結婚に向けた支援 | 21 | 若年者雇用対策強化事業 | 雇用政策課(奈良しごとセンター・高田しごとセンター) | 977 | 就職活動に対する受動的な傾向により就職活動がうまくいかない若年求職者に対して関係機関が連携し、きめ細やかに効果的に就業支援をすることにより若年者の雇用を推進する。 ○就業相談 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (2)結婚に向けた支援 | 21 | 若年者雇用対策推進事業 | 雇用政策課(奈良しごとセンター) | 784 | 若者のワンストップサービス窓口である「ならジョブカフェ」において就職支援を行うことで若年者を確實に就職につなげる。 ○キャリアカウンセリング、出張セミナー等 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和の実現 | 22 | 奈良県特定事業主行動計画の推進 | 人事課、【(教)企画管理室】、【(教)教職員課】 | — | ○子育てと仕事の両立を支援する制度の周知啓発 (子育て応援ハンドブックの周知・啓発) ○育児休業等の取得を促進 (育児休業中の職員への情報提供手法の検討) ○男性職員の育児参加の促進(子育てのための男性職員が取得できる休暇制度の周知・啓発) ○業務の効率化による働きやすい職場環境の整備 (時間外勤務の縮減、有給休暇の取得促進) |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和の実現 | 22 | 女性職員の活躍を推進する研修 | 人事課(自治研修所) | 680 の一部 | 女性職員が、子育てや昇任などのライフステージの転換期に、仕事と生活の調和を意識しながら、前向きにキャリアをデザインし活躍していくための研修を引き続き実施 ○子育て世代ワークバランス実現支援研修 ○女性職員キャリア支援研修 |
| 5 成人期Ⅰ (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和の実現 | 22 | 【再掲】男女共同参画広報啓発事業 | 女性活躍推進課 | 95 | 【再掲】 |

| ライフステージ | 課題解決のための 施策テーマ | 基本 施策 No. | 事業名 | 担当 所属名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|---------------------|--------------------|-----------------|------------------------------------|----------------------------------|--------------|---|
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 22 | 【再掲】男女共同参画県 民会議事業 | 女性活躍推進課 | 165 | 【再掲】 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 22 | 【再掲】なら女性活躍推 進俱楽部事業 | 女性活躍推進課 | 7,791 | 【再掲】 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 22 | 【再掲】男女共同参画推 進のための人材養成事 業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 694 | 【再掲】 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 22 | 働く女性の支援・対策事 業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 3,096 | 女性が能力を発揮し仕事と生活の調和を実現していきいきと働けるよう課題解 決やキャリアアップにつながる講座を開催し、また働く女性の個々のニーズに対 応した相談を行うことで就労継続の支援を行う。 ○働く女性の応援講座の開催 ○働く女性のための情報相談事業 ・働く女性支援相談の実施　・働く女性応援サイトならの運営 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 23 | 【再掲】奈良県特定事業 主行動計画の推進 | 人事課、[(教)企 画管理室]、 [(教)教職員課] | — | 【再掲】 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 23 | 管理職を対象とした研修 の検討・実施 | 人事課(自治研 修所) | 2,404 の一部 | 性別にとらわれない人材の育成・活用を進めるため、管理職に対する研修を自 治研修所で引き続き実施 ○新任課長補佐級研修 ○新任課長級研修 ○人権問題研修(県及び市町村の役付職員対象) ○所属長マネジメント研修 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 23 | 【再掲】女性職員の活躍 を推進する研修 | 人事課(自治研 修所) | 680 の一部 | 【再掲】 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 23 | 【再掲】なら女性活躍推 進俱楽部事業 | 女性活躍推進課 | 7,791 | 【再掲】 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 23 | 新 働き方改革推進事業 | 雇用政策課 | 3,800 | 本県の実態に応じた働き方改革に関する対応策を県内事業所、及び県内事業 所に勤務する従業員に広く周知し働き方の改善につなげる。 ○働き方改革に関する専門家の派遣 ○業種別働き方改革ワークショップの開催 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 23 | 【再掲】職場環境整備普 及啓発事業 | 雇用政策課 | 1,466 | 【再掲】 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 23 | 社員・シャイン職場づくり 推進事業 | 雇用政策課 | 4,419 | 県内企業に「働きやすい職場づくり」の重要性を啓発することと、実際に先進的な 取組を行っている企業の取組事例を紹介することにより、働きやすい職場づくり の機運情勢を図る。 ○「社員・シャイン職場づくり推進企業」の募集・登録・表彰 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 24 | 安全・安心まちづくり推 進事業(B) | 安全・安心まちづ くり推進課 | 3,145 | 災害時はもちろん平常時においても自主防災活動の推進においては、女性の視 点が非常に重要であり、様々な機会をとらえて地域の防災リーダーをはじめとした住民全てにその認識を持つていただくとともに、女性が地域の防災のリーダー的役割を担うことについても積極的に推奨を行う。 ○自主防犯・防災リーダー研修 地域の防災を担うリーダーの養成 ○奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣 アドバイザーによる地域の防災の活動の支援 ○自主防災組織・自治会などが行う訓練への支援 等 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 24 | 【再掲】男女共同参画県 民会議事業 | 女性活躍推進課 | 165 | 【再掲】 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 24 | 男女共同参画広報啓発 事業(男女共同参画週間 啓発事業) | 女性活躍推進課 | 86 | 男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画週間啓発事業を行う。 ○男女共同参画週間啓発事業の実施 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 24 | 地域文化力向上のため の女性人材育成事業 | 女性活躍推進課 | 9,000 | 「奈良県と公益財団法人奈良婦人会館との協働連携に関する協定」(平成27年度締結)に基づき、文化振興等に関する生涯学習講座等を開催し、地域の文化 力の向上や交流促進を担う人材を育成する。 ○奈良の文化発信人材育成事業 ○女性の地域防災人材育成事業 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 24 | 【再掲】男女共同参画推 進のための人材養成事 業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 694 | 【再掲】 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 24 | 女性団体活動支援事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 135 | 男女共同参画を推進するため地域で自主的に活動している団体・グループ等の 情報交換や交流活動の場を提供し、活動をバックアップすることにより、男女共 同参画をより効果的に推進し、地域への拡がり、浸透をめざす。 ○女性団体活動支援コーナーの設置 グループ間の情報交換、打合せの場の提供、ロッカー・印刷機・パソコン等 の貸し出しなど ○グループの活動や事業の広報協力・活動援助 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 24 | 奈良ボランティアネット運 用事業 | 青少年・社会活 動推進課 | 11,282 | インターネットによるボランティア活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」の運用を行うことにより、ボランティア・NPO活動の積極的な情報提供を行う。 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 24 | ボランティア・NPO活動 支援事業 | 青少年・社会活 動推進課 | 1,183 | 「総合ボランティアセンター」に印刷機器、コピー機、パソコン、プリンター、貸出用 ロッカーを設置し活動支援を行う。 貸出ロッカー 46個、コピー機1台・輪転機1台・パソコン2台・プリンター1台(モノ クロ)を設置 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 24 | 協働推進センター管理運 営事業 | 青少年・社会活 動推進課 | 96 | 郡山総合庁舎に奈良県協働推進センターを設置し、活動支援を行う。 ○貸出口ロッカー40個、パソコン20台を設置 ○セミナー室(定員20名)3室を貸出 ○利用団体は事前に協働推進センター運営協議会に参加が必要 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和 の実現 | 24 | 奈良県協働推進基金運 営事業 | 青少年・社会活 動推進課 | 7,400 | 県民・企業等から寄附を募り、寄附者が応援したいNPO等の支援や、寄附者が NPO等と一緒に取り組みたい地域貢献活動に活用する基金を設置・運営。 ○団体支援寄附→NPO活動等団体支援助成事業 ○テーマ希望寄附→寄附者テーマ設定型協働推進事業 |

| ライフステージ | 課題解決のための施策テーマ | 基本施策NO. | 事業名 | 担当所属名 | 予算額(千円) | 事業概要 |
|----------------------|-----------------|---------|------------------------|-----------------|--------------|--|
| 5 成人期 I (23~29歳) | (3)仕事と生活の調和の実現 | 24 | 人権パートナー養成・活用事業 | 人権施策課 | 1,654 | 様々な人権侵害が顕在化する中、人権が尊重されるまちづくりに向けた取組の核となる人材の養成とその積極的な活用を図る。 ○人権パートナー養成講座の開講 基礎コース スキルアップコース 行政職員等人権学習コース ○人権パートナー活用事業 「人権パートナーバンク」の運用 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (4)若手職員の人材育成の推進 | 25 | 【再掲】女性職員の活躍を推進する研修 | 人事課(自治研修所) | 680 の一部 | 【再掲】 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (4)若手職員の人材育成の推進 | 25 | 保育士養成施設卒業者就職促進支援事業 | 子育て支援課 | 300 | 卒業予定の学生に対し、特別講座の開催や保育士として活躍している養成施設卒業者との交流会等、保育所や幼保連携型認定こども園への就職を促す取り組みを行う保育士養成施設に対して支援を行う。 ○前年度と比較して卒業生の保育所や幼保連携型認定こども園への就職内定率が2%以上増加した保育士養成施設に対し補助 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (4)若手職員の人材育成の推進 | 25 | 保育士等研修事業 | 子育て支援課 | 1,642 | 保育士のキャリア認定制度を創設することで、保育士のキャリアデザインを支援し、モチベーションを向上させることによって、保育士の定着を促進する。 ○保育士のキャリアの認定 ○体系的な研修の実施 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (4)若手職員の人材育成の推進 | 25 | 【再掲】なら女性活躍推進俱楽部事業 | 女性活躍推進課 | 7,791 | 【再掲】 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (4)若手職員の人材育成の推進 | 25 | 【再掲】男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課(女性センター) | 694 | 【再掲】 |
| 5 成人期 I (23~29歳) | (4)若手職員の人材育成の推進 | 25 | 【再掲】女性職員の活躍を推進する研修 | 人事課(自治研修所) | 680 の一部 | 【再掲】 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (1)妊娠・出産期の健康支援 | 27 | たばこ対策の推進 | 疾病対策課 | 3,865 | 【再掲】 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (1)妊娠・出産期の健康支援 | 27 | 周産期医療体制の充実 | 地域医療連携課 | 84,285 | ○周産期医療情報システムを運用することにより、NICU(新生児集中管理室)等設置病院の診療応需情報を一元的に把握し、産婦人科病院等の照会に応じる。 ○母体、胎児及び新生児の一貫した管理を行う周産期母子医療センターの運営に係る経費に対して補助を実施し、その運営を支援。 ○周産期医療関係者に対する研修等を実施し、周産期医療体制の充実を図る。 ○母体搬送コーディネーターによるハイリスク妊娠の搬送調整を実施。 ○奈良県総合医療センターにて新生児搬送用ドクターを運用。 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (1)妊娠・出産期の健康支援 | 27 | 産婦人科一次救急医療体制の整備 | 地域医療連携課 | 85,496 | 産婦人科に対応できる病院や、診療所の協力を得て産婦人科の一次救急医療体制の確保を図る。 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (1)妊娠・出産期の健康支援 | 27 | 不妊専門相談センター事業 | 健康推進課 | 998 | 県民が不妊に関しての心の悩みや医学的・専門的な相談、情報提供を医師または助産師から受けることができる体制を整備する。 ○不妊専門相談センターを開設(毎月曜日) ○センター事業の適正かつ効果的な推進を図るために、不妊専門相談検討会議を開催し、不妊相談の実施方法や内容、実績、課題等について検討 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (1)妊娠・出産期の健康支援 | 27 | 不妊に悩む方への特定治療支援事業 | 健康推進課 | 218,475 | 不妊治療のうち、特定不妊治療については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、治療にかかった費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。 ○保険適用外の特定不妊治療(体外受精・顎微授精)の医療費助成を行う。 ○新規に助成を申請する方 ・単価：1回あたり、上限額15万円(初回治療は30万円)又は7万5千円(夫婦の合計所得730万円未満) ・回数(治療開始時の年齢) 40歳未満：43歳になるまでに通算6回まで(年間制限なし) 40歳以上43歳未満：43歳になるまでに通算3回まで(年間制限なし) 43歳以上：助成なし |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (1)妊娠・出産期の健康支援 | 27 | 子育て世代包括支援センター支援事業 | 健康推進課 | 173 | 市町村が妊娠から出産までの切れ目ない包括的な支援体制(ワンストップ相談窓口)の整備を支援をする。 ○県と市町村、及び市町村間において情報交換し連携するため連絡調整会議を実施する ○保健師等の専門職が必要な専門知識を身につけるために母子保健コーディネータースキルアップ研修会を実施する。 ○妊娠期から子育て期までの切れ目ない体制整備を図るため、妊娠期・産後の支援を産科医療機関等と産科医療機関等連携会議を開催する。 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (2)成人期の人権の尊重 | 28 | 【再掲】職場環境整備普及啓発事業 | 雇用政策課 | 1,466 | 【再掲】 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (2)成人期の人権の尊重 | 28 | 【再掲】社員・シャイン職場づくり推進事業 | 雇用政策課 | 4,419 | 【再掲】 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 29 | 【再掲】管理職を対象とした研修の検討・実施 | 人事課(自治研修所) | 2,404 の一部 | 【再掲】 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 29 | 【再掲】女性職員の活躍を推進する研修 | 人事課(自治研修所) | 680 の一部 | 【再掲】 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 29 | 子育て情報提供事業 | 女性活躍推進課 | 1,269 | 安心して子育てできるように「子育てネットなら」のメール配信機能を有効に活用し、子育て関係の情報提供を充実。 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 29 | 父親の育児参画推進事業 | 女性活躍推進課 | 640 | ・子育て中の母親の不安感・負担感を軽減するため、男性の育児参画を促進 ・企業等と連携した男性の育児参画促進の取組検討及びモデル事業の実施 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 29 | 【再掲】男女共同参画広報啓発事業 | 女性活躍推進課 | 95 | 【再掲】 |
| 6 成人期 II (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 29 | 【再掲】男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課(女性センター) | 694 | 【再掲】 |

| ライフステージ | 課題解決のための施策テーマ | 基本施策No. | 事業名 | 担当所属名 | 予算額(千円) | 事業概要 |
|--------------------|---------------|---------|------------------------|-------------|---------|---|
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 教育改革推進特別経費補助金 | 教育振興課 | 29,100 | 預かり保育推進による子育て支援を推進する私立学校に対して財政支援を行い、時代の要請に応える多様なニーズに沿った教育の推進を図る。 ○幼稚園の教育時間終了後も園児が幼稚園内で過ごせる「預かり保育」を1日2時間以上実施する幼稚園を設置する学校法人を対象とし、要件を満たしている場合に補助金を支給。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 安心子育て支援事業 | 子育て支援課 | 323,800 | 待機児童の解消 ○保育所及び認定こども園整備の実施 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 一時預かり事業 | 子育て支援課 | 110,587 | 保育所等において児童を一時的に預かることにより、安心して子育てができる環境を整備 ○一時預かりを実施する保育所等に補助 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 放課後児童健全育成事業 | 子育て支援課 | 732,799 | 放課後児童の健全な育成を図ることにより、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援 ○放課後児童クラブの運営費に対して補助 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 地域子育て支援拠点事業 | 女性活躍推進課 | 135,932 | 地域の子育て中の親子の交流や育児相談等を実施する市町村に対し補助。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | ファミリー・サポート・センター事業 | 女性活躍推進課 | 8,953 | 児童の預かり等の相互援助活動を実施するファミリー・サポート・センターを運営する市町村に対し補助 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | なら結婚・子育て応援団事業 | 女性活躍推進課 | 225 | 社会全体で支援するため、地域のNPO、団体、店舗等の結婚・子育て応援団事業 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 【再掲】保育士養成施設卒業者就職促進支援事業 | 子育て支援課 | 300 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 利用者支援事業 | 女性活躍推進課 | 40,270 | 子ども又は保護者の身近な場所で教育・保育施設等の利用の相談等を実施する市町村に対し補助。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 延長保育事業 | 子育て支援課 | 75,861 | 通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を実施することで、就労形態の多様化に対応する。 ○延長保育事業を実施する市町村に対し補助を行う。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 病児・病後児保育事業 | 子育て支援課 | 90,887 | 病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する等により、安心して子育てができる環境の整備を行う。 ○病児・病後児保育事業を実施する市町村に対し補助を行う。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 放課後児童クラブ施設整備事業 | 子育て支援課 | 129,112 | 放課後児童クラブの施設整備を促進し、放課後児童の健全育成を図る。 ○放課後児童クラブの施設整備を行う、又は施設整備に対し補助を行う、市町村に対し補助を行う。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 放課後児童支援員研修 | 子育て支援課 | 2,246 | 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の認定研修を行い、放課後児童健全育成の質の向上を図る。 ○放課後児童クラブに必要となった放課後児童支援員の資格を取得するための研修を実施する。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 子育て支援員研修事業 | 子育て支援課 | 2,926 | 育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持つ者を対象に、子育て支援分野に関して必要となる知識や技能を習得させ、子育て支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図る。 ○子育て支援員研修を実施 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 保育士人材バンク運営事業 | 子育て支援課 | 15,373 | 潜在保育士の再就職を促進することで、保育士の確保を容易にし、待機児童の解消を図る。 ○保育士人材バンクにおいて下記取組等を行う。 ・保育士の仕事の紹介・あっせん ・就職支援・就業支援研修の実施 ・就職フェアの実施 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 【再掲】保育士等研修事業 | 子育て支援課 | 1,642 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | 病院内保育所運営費補助事業 | 医師・看護師確保対策室 | 103,317 | 病院職員のための保育施設の運営を支援し、医療従事者の離職防止・再就業の促進を図る。 ○病院内保育施設運営費に対する補助 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 30 | (新規)家庭教育支援チーム構築支援事業 | (教)教育研究所 | 1,000 | 社会全体での家庭教育支援の必要性の高まりを受け、地域住民を中心組織し、子育てや家庭教育に悩む地域の保護者への支援活動を行う家庭教育支援チームを核とした取組を展開するための支援を行う。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 31 | 【再掲】子育て情報発信事業 | 女性活躍推進課 | 1,269 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 31 | (新規)安心子育て推進事業 | 女性活躍推進課 | 8,734 | ・結婚・妊娠・出産・子育てに関するファイナンシャル相談会等の開催 ・企業による市町村と連携した子育て世帯の訪問・見守りを支援 ・市町村によるひろば事業の支援 ・市町村において子育て支援に新たに従事する人材等を養成 ・地域の多様な人材を活用した子育て支援策の検討 ・奈良県こども・子育て応援県民会議の運営 ・県内の保育士養成課程を有する大学と県が連携し、地域の子育て支援のための取組を実施 ・結婚応援の取組や、結婚・妊娠・出産・乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運醸成に取り組む市町村に対し補助 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 31 | 子育て女性就職支援事業 | 女性活躍推進課 | 9,384 | 就職を希望する女性へ、就職相談から職業紹介までの一連的な支援を「子育て女性就職相談窓口」で実施する。 ○キャリアコンサルタントによる就職相談 ○子育て女性のニーズに合わせた求人情報や仕事と家庭の両立のための情報の提供等 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 31 | 【再掲】家庭教育支援チーム構築支援事業 | (教)教育研究所 | 858 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 31 | 家庭教育啓発事業 | (教)教育研究所 | 143 | 保護者や教職員その他の家庭教育関係者が抱える家庭教育に関する課題の解決に向けての支援を行うため、家庭教育の各分野において識見と経験に富む人材を登録し、ホームページ等で人材の情報提供を行つ。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (3)出産・子育てへの支援 | 31 | 家庭教育サポート事業 | (教)教育研究所 | 207 | 小学1年生のすべての保護者に「家庭教育啓発リーフレット」14,000部を配布。家庭の子育てが目指す方向性を提案するとともに、課題解決のための手がかりを例示して、各家庭でできる子どもへの接し方を具体的に紹介。 |

| ライフステージ | 課題解決のための施策テーマ | 基本施策NO. | 事業名 | 担当所属名 | 予算額(千円) | 事業概要 |
|--------------------|-----------------|---------|------------------------|----------------------------|--------------|---|
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (4)経済的困難な家庭への支援 | 32 | 実費微収補足給付事業 | 子育て支援課 | 403 | 生活保護世帯等に対し、保育所・認定こども園等における実費微収額の一部を補助することで、子どもの健やかな成長を支援する。 ○実費微収にかかる補足給付を行う事業を行う市町村に対し補助を行う。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (4)経済的困難な家庭への支援 | 32 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | こども家庭課 | 1,633 | 母子家庭の母等の自立促進のための通学や疾病、出張、学校等公的行事のため、一時的に家事援助や子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (4)経済的困難な家庭への支援 | 32 | 母子家庭の母等の就業支援事業 | こども家庭課 | 24,147 | 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、講習会、自立支援プログラム策定等を行い、母子家庭の母等の就業・自立支援を行う。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (4)経済的困難な家庭への支援 | 32 | 高等職業訓練促進給付金等事業 | こども家庭課 | 23,664 | 母子家庭の母等が、看護師等就業に結びつきやすい資格の取得目的とする養成機関での受講(1年以上)に際し、高等技能訓練促進費を支給、修了後に修了支援給付金を支給する。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (4)経済的困難な家庭への支援 | 32 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 | こども家庭課 | — | 高等職業訓練促進給付金を支給されているひとり親に対し、入学準備金、就職準備金を貸付。資格取得、自立促進を図る。一定期間就業した場合、返還を免除。(奈良県社会福祉協議会実施) |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (4)経済的困難な家庭への支援 | 32 | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | こども家庭課 | 300 | ひとり親家庭の親又はその子どもが高卒認定試験合格のための講座(通信講座含む)をうけ、修了した時に受講修了時給付金を、合格した時に合格時給付金を支給する。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (4)経済的困難な家庭への支援 | 32 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | こども家庭課 | 115,400 | ひとり親家庭の母等に対して各種資金を貸付し、経済的自立の助成と生活意欲の向上を図る。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (4)経済的困難な家庭への支援 | 32 | ひとり親家庭等福祉対策事業 | こども家庭課 | 19,546 | 母子家庭・父子家庭及び寡婦の自立に必要な助言・指導を行う母子・父子自立支援員を設置し、その福祉の増進に努める。 母子・父子自立支援員 5人 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (4)経済的困難な家庭への支援 | 32 | ひとり親家庭の子育て支援事業 | こども家庭課 | 1,425 | 母子家庭等就業・自立支援センターにおけるひとり親家庭の子育て支援を充実する。 母子家庭等就業・自立支援センターでのワンストップ機能を強化し、就労相談はもとより、子どもへの接し方や法律・養育支援等幅広い支援を実施する。 ○ひとり親向けの子育てセミナーの実施 ○養育費や面会交流等について専門相談員による相談 ○弁護士による法律相談 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (4)経済的困難な家庭への支援 | 32 | 【再掲】しごとセンター運営事業 | 雇用政策課(奈良しごとセンター、高田しごとセンター) | 32,085 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 33 | 【再掲】管理職を対象とした研修の検討・実施 | 人事課(自治研修所) | 2,404 の一部 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 33 | 【再掲】女性職員の活躍を推進する研修 | 人事課(自治研修所) | 680 の一部 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 33 | 【再掲】男女共同参画広報啓発事業 | 女性活躍推進課 | 95 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 33 | 【再掲】男女共同参画県民会議事業 | 女性活躍推進課 | 165 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 33 | 【再掲】男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課(女性センター) | 694 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 34 | 【再掲】なら女性活躍推進俱乐部事業 | 女性活躍推進課 | 7,791 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 34 | 医療勤務環境改善支援センター事業 | 医師・看護師確保対策室 | 2,480 | 医療機関における勤務環境改善のための取組を支援し、医療従事者の離職防止・定着促進を図る。 ○アドバイザーの配置 ○医療勤務環境改善研修の実施 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 34 | 勤労者生活支援資金融資事業 | 雇用政策課 | 15 | 臨時または緊急な事由により資金需要をきたした労働者や、育児・介護休業中の労働者に対して融資を行うことで、生活の安定と、育児介護休業制度のより一層の利用促進を図る。 ○育児・介護休業生活資金融資 ○生活支援資金融資 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 34 | 育児休業取得促進事業 | 雇用政策課 | 17,320 | 育児休業のさらなる取得を推進し、県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現と少子化対策の推進を図る。 ○1歳未満の子(一定の場合には1歳2ヶ月※)、さらに一定の場合は1歳6ヶ月(※※)、さらに一定の場合には2歳(※※※)を養育するための育児休業を得た従業員に対し、育児休業給付金に上乗せて賃金等を支給する県内事業所に補助を行う。 ※同一の子について配偶者が休業する場合 ※※子が1歳又は1歳2ヶ月を超えて保育所に入所できない場合等 ※※※子が1歳6ヶ月を超えて保育所等における保育の実施が行われない場合等 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 34 | 【再掲】職場環境整備普及啓発事業 | 雇用政策課 | 1,466 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 34 | 【再掲】社員・シャイン職場づくり推進事業 | 雇用政策課 | 4,419 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 34 | 【再掲】しごとセンター運営事業 | 雇用政策課(奈良しごとセンター、高田しごとセンター) | 32,085 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 35 | 女性の就業継続に有効な情報提供の充実 | 人事課、[(教)企画管理室] | — | ○「職員の子育て応援ハンドブック」を、ホームページへの掲載等全職員が閲覧できるようにすることにより仕事と家庭の両立を支援する。 ○テレワークの実施 ○フレックスタイム制度の実施 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 35 | 【再掲】なら女性活躍推進俱乐部事業 | 女性活躍推進課 | 7,791 | 【再掲】 |

| ライフステージ | 課題解決のための 施策テーマ | 基本 施策 NO. | 事業名 | 担当 所属名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--------------------|-------------------|-----------------|-----------------------------------|----------------------------|---------------------------|--|
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 35 | 【再掲】子育て女性就職 支援事業 | 女性活躍推進課 | 9,384 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 35 | 【再掲】新働き方改革推進事業 | 雇用政策課 | 3,800 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 35 | 【再掲】職場環境整備普及啓発事業 | 雇用政策課 | 1,466 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (5)就業継続への支援 | 35 | 【再掲】社員・シャイン職場づくり推進事業 | 雇用政策課 | 4,419 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 36 | 【再掲】子育て支援員研修事業 | 子育て支援課 | 2,926 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 36 | 女性のチャレンジ応援事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 594 | 女性が自立・社会参加するための知識やスキルを身につける講座や、ロールモデルから活動事例を学び、自らのチャレンジイメージを具体化できる場として、チャレンジ応援講座を開催し、意欲と能力ある女性の様々な分野への挑戦を支援していく。 ○女性の活躍支援講座 ○チャレンジ応援講座 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 36 | 【再掲】働く女性の支援・対策事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 3,096 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 36 | ナースセンター事業 (看護職員復職応援事業 委託事業) | 医師・看護師確保対策室 | 990 | 潜在看護職員に対し、最新の看護業務に関する研修を実施し、再就業の促進を図る。 ○復職支援研修の実施 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 36 | 民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業 | 雇用政策課 | 400,754 | 多様な科目設定訓練の早期実施が容易な民間教育訓練施設等を活用した委託訓練を実施し、職業能力の向上を図り、求職者の再就職を支援する。 ○訓練科目：介護福祉士養成科、介護職員実務者研修、介護職員初任者研修、医療事務科、事務系訓練科、農業科、美容系訓練科等 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 36 | 技能向上対策事業 | 雇用政策課 | 33,832 | 適正な技能検定の実施による効果的な技能の検定を通じて、技能士の安定的な供給に繋げる。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 36 | 職業訓練実施事業 | 雇用政策課(高等技術専門校) | 21,555 | 奈良県立高等技術専門校において、職業能力開発促進法等に基づき、職業訓練指導員等による職業訓練を実施する。 ○訓練科目：ITシステム科、家具工芸科、建築科、服飾ビジネス科、住宅設備科、ビルメンテナンス科、オフィスビジネス科、造園技術科 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 37 | 【再掲】保育士人材バンク運営事業 | 子育て支援課 | 15,373 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 37 | 【再掲】子育て女性就職支援事業 | 女性活躍推進課 | 9,384 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 37 | 「チャレンジサイトなら」の運営 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 29 の一部 | 女性センターホームページ「チャレンジサイトなら」を通じて、チャレンジに役立つ情報やロールモデルの情報を広く提供する。 ○「チャレンジサイトなら」の運営 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 37 | 【再掲】しごとセンター運営事業 | 雇用政策課(奈良しごとセンター、高田しごとセンター) | 32,085 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 37 | 訓練生就職支援対策事業 | 雇用政策課(高等技術専門校) | 271 | ハローワーク等関係機関と連携を保ちながら、専門校独自による求人企業の開拓をより積極的に行うことにより、継続して就職率の向上を図る。 ○企業訪問による求人開拓の実施 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 38 | 【再掲】なら女性活躍推進俱楽部事業 | 女性活躍推進課 | 7,791 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 38 | 【再掲】職場環境整備普及啓発事業 | 雇用政策課 | 1,466 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (6)再就職への支援 | 38 | 【再掲】人権差別による就職困難者に対する雇用促進対策 | 雇用政策課 | — | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (7)中堅職員の人材育成の推進 | 39 | 【再掲】女性職員の活躍を推進する研修 | 人事課(自治研修所) | 680 の一部 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (7)中堅職員の人材育成の推進 | 39 | 【再掲】保育士等研修事業 | 子育て支援課 | 1,642 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (7)中堅職員の人材育成の推進 | 39 | 【再掲】なら女性活躍推進俱楽部事業 | 女性活躍推進課 | 7,791 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (7)中堅職員の人材育成の推進 | 39 | 【再掲】男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 694 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (7)中堅職員の人材育成の推進 | 40 | 【再掲】管理職を対象とした研修の検討・実施 | 人事課(自治研修所) | 2,404 の一部 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (8)起業への支援 | 41 | 女性の起業支援事業 | 女性活躍推進課 | 818 | 起業をめざす女性を支援する ○女性起業家を養成するセミナーの開催 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (8)起業への支援 | 41 | 女性起業家販売促進支援事業 | 女性活躍推進課 | 1,079 | 販売促進手法を学ぶセミナーや商品・価格設定の市場性の検証の機会を提供するチャレンジショップを開催し、女性起業家の販売促進を支援 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (8)起業への支援 | 41 | 女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金(創業支援) | 地域産業課 | 4,952 (融資枠 200,000) | 認定支援機関の支援を受けながら創業を目指す女性等について、県制度融資に係る利子および保証料の全額を県が負担する。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (8)起業への支援 | 41 | 若手後継者等育成事業 | 地域産業課 | 8,696 | 商工会等の青年部・女性部が取り組む、地域振興事業等の活動推進に要する経費を補助する。 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (8)起業への支援 | 41 | 創業支援室(ビジネスインキュベータ)の運営 | 産業振興総合センター | 3,919 | 創業期や急成長が困難なスタートアップ期の起業家に対し、安価な賃貸スペースを提供することで、その成長を促進することを目的とする |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (8)起業への支援 | 41 | 創業相談窓口設置 | 産業振興総合センター | — | 起業、創業に関する相談を受付、そのニーズごとに奈良県創業支援ネットワーク支援機関に繋ぐ |

| ライフステージ | 課題解決のための施設テーマ | 基本施設NO. | 事業名 | 担当所属名 | 予算額(千円) | 事業概要 |
|--------------------|----------------------|---------|-------------------------|----------------------------|---------|---|
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (8)起業への支援 | 41 | 奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良) | 産業振興総合センター | 5,380 | 起業機運の醸成を図り、潜在的な起業家を発掘するため、広く全国から事業計画を募集し、数次の審査会を経て高い評価を受けた事業計画について、表彰、賞金の授与等を行う。 ・日程 事業計画募集 7月~10月(一部11月) 事業計画審査及びブランチアップ 11~1月 決勝大会でのプレゼン発表による審査 1月 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (8)起業への支援 | 41 | NARA女性農業者育成事業 | 担い手・農地マネジメント課 | 2,824 | 新たに農業参入をする女性を支援するとともに、地域のリーダーとして活躍する人材育成や農村における女性農業者の農業経営の参画と起業活動の推進を図る。 ○女性の農業参入を支援するためセミナーを開催 ○家族経営協定の推進及び女性起業活動の支援 ○地域リーダーとして活躍する人材育成のための支援 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (8)起業への支援 | 42 | 【再掲】女性の起業支援事業 | 女性活躍推進課 | 818 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (8)起業への支援 | 42 | 【再掲】女性起業家販売促進支援事業 | 女性活躍推進課 | 1,079 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (8)起業への支援 | 42 | 【再掲】奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良) | 産業振興総合センター | 5,380 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (8)起業への支援 | 42 | 【再掲】NARA女性農業者育成事業 | 担い手・農地マネジメント課 | 2,824 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (9)農林水産業における女性の参画の推進 | 43 | 【再掲】NARA女性農業者育成事業 | 担い手・農地マネジメント課 | 2,824 | 【再掲】 |
| 6 成人期Ⅱ (30~44歳) | (9)農林水産業における女性の参画の推進 | 43 | 森林整備等普及活動支援事業 | 林業振興課 | 240 | 森林の多面的機能を将来にわたって發揮するため、森林整備及び間伐材等木材利用の普及活動を支援する。 (奈良県林業女性グループ連絡協議会) ○スギの透かし彫り製作 ○シオデの栽培管理 ○きのこの栽培技術研修会 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (1)疾病の予防・早期発見等健康支援 | 44 | 女性専門の保健医療の充実 | 病院マネジメント課(奈良県立医科大学付属病院) | — | 公立大学法人奈良県立医科大学(県立医科大学附属病院):女性専用外来の設置(H17.4~、有料)※法人化H19.4~ 女性特有の症状や心身に関わる様々なことにお悩みの方に、女性の産婦人科医が診察を行い、気軽に安心して受診できる外来 【診療年齢層】10代から80代の幅広い年齢層の女性 【診療内容】男性と女性の身体的な構造やしくみの違いだけでなく、日々の生活のしかたや、家族・社会の中における役割などを考慮した診療 ・月経痛、月経不順など月経に伴う様々な体調不調 ・頭痛、めまい、肩こり、疲れ ・尿漏れ、排尿障害 ・気分が落ち込みやすい、いらいら、不安 ・急に熱くなったり動悸がしたりする 【診療日時】毎週水曜日の午後2時から4時30分まで |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (1)疾病の予防・早期発見等健康支援 | 44 | 【再掲】生涯を通じた女性の健康支援事業 | 健康推進課 | — | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (1)疾病の予防・早期発見等健康支援 | 45 | 「がん検診を受けよう!」奈良県民会議推進事業 | 疾病対策課 | 4,000 | 5つのがん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮頸)の普及啓発を実施し、がん検診受診率向上を目指す。 ○「がん検診を受けよう!」奈良県民会議やキャンペーン等で検診啓発資料を配布し普及啓発。 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (2)介護への支援 | 46 | 【再掲】男女共同参画県民会議事業 | 女性活躍推進課 | 165 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (2)介護への支援 | 46 | 【再掲】男女共同参画広報啓発事業 | 女性活躍推進課 | 95 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (2)介護への支援 | 46 | 【再掲】男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課(女性センター) | 694 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (2)介護への支援 | 47 | (新)介護人材確保対策推進補助事業 | 長寿・福祉人材確保対策課 | 55,000 | 奈良県内で必要となる介護従事者の確保を図るために、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・待遇改善を図るために市町村や民間団体等が行う優れた取り組みに対して補助を行う。 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (2)介護への支援 | 47 | 介護サービス情報の公表 | 介護保険課 | 2,873 | 介護サービス事業者が、利用者に対して介護サービスの選択に資する情報を自ら提供することを義務づけた「情報の公表制度」の円滑な実施を図る。 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 48 | 【再掲】子育て女性就職支援事業 | 女性活躍推進課 | 9,384 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 48 | 【再掲】女性活躍推進兼楽部事業 | 女性活躍推進課 | 7,791 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 48 | 【再掲】働く女性の支援・対策事業 | 女性活躍推進課(女性センター) | 3,096 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 48 | 【再掲】医療勤務環境改善支援センター事業 | 医師・看護師確保対策室 | 2,480 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 48 | 【再掲】新働き方改革推進事業 | 雇用政策課 | 3,800 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 48 | 【再掲】職場環境整備普及啓発事業 | 雇用政策課 | 1,466 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 48 | 【再掲】社員・シャイン職場づくり推進事業 | 雇用政策課 | 4,419 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 48 | 【再掲】勤労者生活支援資金融資事業 | 雇用政策課 | 15 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 48 | 【再掲】社員・シャイン職場づくり推進事業 | 雇用政策課 | 4,419 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 48 | 【再掲】しごとセンター運営事業 | 雇用政策課(奈良しごとセンター・高田しごとセンター) | 32,085 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 49 | 【再掲】子育て支援員研修事業 | 子育て支援課 | 2,926 | 【再掲】 |

| ライフステージ | 課題解決のための施策テーマ | 基 本 施策 NO. | 事業名 | 担当 所属名 | 予算額 (千円) | 事業概要 |
|--------------------|---------------------|------------------|-----------------------------------|----------------------------|-------------|---|
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 49 | 【再掲】保育士人材バンク運営事業 | 子育て支援課 | 15,373 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 49 | 【再掲】子育て女性就職支援事業 | 女性活躍推進課 | 9,384 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 49 | 【再掲】女性のチャレンジ応援事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 594 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 49 | 【再掲】働く女性の支援・対策事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 3,096 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 49 | 【再掲】「チャレンジサイトなら」の運営 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 29 | 【再掲】 の一部 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 49 | 【再掲】ナースセンター事業 (看護職員復職応援事業委託事業) | 医師・看護師確保対策室 | 990 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 49 | 【再掲】民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業 | 雇用政策課 | 400,754 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 49 | 【再掲】技能向上対策事業 | 雇用政策課 | 33,832 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 49 | 【再掲】しごとセンター運営事業 | 雇用政策課(奈良しごとセンター、高田しごとセンター) | 32,083 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 49 | 【再掲】訓練生就職支援対策事業 | 雇用政策課(高等技術専門校) | 271 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (3)介護者の就業継続・再就職への支援 | 49 | 【再掲】職業訓練実施事業 | 雇用政策課(高等技術専門校) | 21,555 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 【再掲】女性職員の人材育成・職域拡大の推進 | 人事課(教)企画管理室 | — | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 【再掲】管理職を対象とした研修の検討・実施 | 人事課(自治研修所) | 2,404 | 【再掲】 の一部 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 【再掲】女性職員の活躍を推進する研修 | 人事課(自治研修所) | 680 | 【再掲】 の一部 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 【再掲】男女共同参画県民会議事業 | 女性活躍推進課 | 165 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 【再掲】府内推進体制の整備 | 女性活躍推進課 | — | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 市町村男女共同参画・女性行政推進事業 | 女性活躍推進課 | — | 市町村における男女共同参画・女性行政の推進に向けた情報提供と課題についての意見交換を行う。 ○市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議の開催 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 【再掲】なら女性活躍推進俱乐部事業 | 女性活躍推進課 | 7,791 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 【再掲】情報・相談事業 (情報提供) | 女性活躍推進課 (女性センター) | 29 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 【再掲】働く女性の支援・対策事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 3,096 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 【再掲】男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 694 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 女性の活躍促進情報発信事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 990 | 女性の活躍に関する情報の発信、地域の現状と課題や先進的な取り組みの共有など、女性の活躍促進に向けた意識啓発を行う。 ○女性の活躍促進ジャーナルの発行 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 【再掲】職場環境整備普及啓発事業 | 雇用政策課 | 1,466 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 【再掲】社員・シャイン職場づくり推進事業 | 雇用政策課 | 4,419 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 50 | 奈良県公契約条例適正運用事業 | 会計局総務課 | 432 | 公契約条例の円滑かつ適正な運用を図るとともに、その運用状況の検証等のための事業を実施する。 奈良県公契約条例において、契約の相手方の選定にあたって男女共同参画等を推進する「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録の有無を評価項目の1つとする |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 51 | 【再掲】情報・相談事業 (情報提供) | 女性活躍推進課 (女性センター) | 29 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 51 | 【再掲】社員・シャイン職場づくり推進事業 | 雇用政策課 | 4,419 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 52 | 管理的地位への女性登用の推進 | 人事課、(教)企画管理室 | — | ○管理的地位への女性の登用を進める 知事部局及び教育委員会事務局における課長補佐級以上の職の女性職員数 ○将来の管理職としての資質を育成することを視野に入れ、係長級への女性の登用を進める。 知事部局、教育委員会事務局における女性係長職の人数 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 52 | 女性人材バンク事業 | 女性活躍推進課 | 54 | 女性人材情報を収集し提供することによって政策決定・意思決定の場への女性の登用、あらゆる社会活動への女性の参画を促進する。 ○女性人材情報の収集、府内・市町村への提供 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 52 | 【再掲】なら女性活躍推進俱乐部事業 | 女性活躍推進課 | 7,791 | 【再掲】 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 52 | 【再掲】「チャレンジサイトなら」の運営 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 29 | 【再掲】 の一部 |

| ライフステージ | 課題解決のための施策テーマ | 基本施策NO. | 事業名 | 担当所属名 | 予算額(千円) | 事業概要 |
|--------------------|-----------------------|---------|-------------------------|-------------------------------|-----------|--|
| 7 成人期Ⅱ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 52 | 管理職選考試験 | (教)教職員課 | — | ○校長・教頭職への女性教員の登用を推進するため、管理職選考への積極的な受験を働きかける。 ○管理職選考受験資格の条件緩和を行う |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 53 | 県審議会等委員への女性の登用推進 | 行政経営・ファシリティマネジメント課 女性活躍推進課 | — | 「附属機関等の設定及び開催・運営に関する要綱」に基づき、各審議会等の女性委員登用率の維持・向上に努める。 |
| 7 成人期Ⅲ (45~64歳) | (4)女性の参画・登用の推進 | 53 | 市町村審議会等委員への女性の登用促進支援 | 女性活躍推進課 | — | 情報提供等の支援により、市町村の審議会等における女性委員の登用を促進する。 ○市町村への情報提供等の実施 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (2)高齢期の安全・安心の確保 | 55 | 高齢者虐待防止支援事業 | 長寿・福祉人材確保対策課 | 725 | 高齢者虐待を防止するため、市町村及び地域包括支援センター等の職員を対象とする研修並びに介護施設等の職員を対象とする研修を実施し、資質の向上を図る。 ○高齢者虐待防止研修 ○高齢者虐待対応研修 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (2)高齢期の安全・安心の確保 | 55 | 認知症の人と家族にやさしい地域づくり推進事業 | 地域包括ケア推進室 | 1,750 | 医療・介護・生活支援、行政、企業から成るネットワークを活用し、認知症の人と介護家族への支援を行うとともに、地域住民や関係者への正しい知識の普及啓発を図る。 ○認知症サポーターキャラバン推進事業 ○認知症地域普及・啓発推進事業 ○見守り支援広域連携推進事業 ○認知症対応ネットワーク会議 ○認知症家族介護支援事業 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (3)高齢期の介護への支援 | 56 | (新)【再掲】介護人材確保対策推進補助事業 | 長寿・福祉人材確保対策課 | 55,000 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (3)高齢期の介護への支援 | 56 | 【再掲】介護サービス情報の公表 | 介護保険課 | 2,873 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (3)高齢期の介護への支援 | 56 | 【再掲】認定調査員等への研修の実施 | 介護保険課 | 1,630 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (4)高齢期の就労への支援 | 57 | 【再掲】男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 694 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (4)高齢期の就労への支援 | 57 | 【再掲】男女共同参画県民会議事業 | 女性活躍推進課 | 165 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (4)高齢期の就労への支援 | 57 | 【再掲】男女共同参画広報啓発事業 | 女性活躍推進課 | 95 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (4)高齢期の就労への支援 | 58 | (新規)高齢者インターンシップ・就業促進事業 | 雇用政策課 | 0 | H28年度限り |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 59 | 【再掲】男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 694 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 59 | 【再掲】「チャレンジサイトなら」の運営 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 29 の一部 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 59 | 【再掲】女性団体活動支援事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 135 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 59 | 【再掲】男女共同参画広報啓発事業 | 女性活躍推進課 | 95 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 59 | 【再掲】男女共同参画県民会議事業 | 女性活躍推進課 | 165 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 59 | 「人権の花運動」事業 | 人権施策課 | 650 | 子ども達が協力して花を育てることにより、子ども達の情操を豊かにし、豊かな人権感覚を身につけてもらうための取り組みを実施する。 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 59 | 社会教育推進事業 | (教)人権・地域教育課 | 1,819 | 人権に関わる今日的な課題の解決のため、一人一人の人権感覚、人権意識の向上の大切さについて広く啓発する。 ○人権教育啓発講座 対象:市町村職員、教職員及びPTA関係者等 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 60 | 【再掲】男女共同参画推進のための人材養成事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 694 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 60 | 【再掲】女性団体活動支援事業 | 女性活躍推進課 (女性センター) | 135 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 60 | 【再掲】男女共同参画県民会議事業 | 女性活躍推進課 | 165 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 60 | 【再掲】地域文化力向上のための女性人材育成事業 | 女性活躍推進課 | 9,000 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 60 | 【再掲】人権パートナー養成・活用事業 | 人権施策課 | 1,654 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 61 | 【再掲】安全・安心まちづくり推進事業(B) | 安全・安心まちづくり推進課 | 3,145 | 【再掲】 |

| ライフステージ | 課題解決のための施策テーマ | 基本施策NO. | 事業名 | 担当所属名 | 予算額(千円) | 事業概要 |
|-----------------|-----------------------|---------|--------------------------------|--------------|---------|---|
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 62 | 高齢者就労支援事業 | 長寿・福祉人材確保対策課 | 1,547 | 高齢者がその知識や経験を活かし、身近な仲間で事業を起こしたり、起業を目的とした仲間づくり活動を実施することに対して支援を行うことで、高齢者の生きがいや就労の場を創出するとともに、地域が抱える課題解決につなげる。 ○高齢者生きがいワーク創設支援事業 ・事業の立ち上げ経費の一部を補助 ○高齢者生きがいワーク支援事業 ・セミナーの開催(5月中旬) ・相談事業(事業化等に対する助言・指導)(6月上旬) ・情報交換会の開催(1月中旬) ・実地指導の実施(6~12月) |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 62 | 【再掲】男女共同参画広報啓発事業(男女共同参画週間啓発事業) | 女性活躍推進課 | 86 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 62 | 【再掲】奈良ボランティアネット運用事業 | 青少年・社会活動推進課 | 11,282 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 62 | 【再掲】ボランティア・NPO活動支援事業 | 青少年・社会活動推進課 | 1,183 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 62 | 【再掲】協働推進センター管理運営事業 | 青少年・社会活動推進課 | 96 | 【再掲】 |
| 8 高齢期 (65歳~) | (5)地域等における女性の参画・登用の推進 | 62 | 【再掲】奈良県協働推進基金運営事業 | 青少年・社会活動推進課 | 7,400 | 【再掲】 |